

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中(国)を(甲)とし、(国)を(乙)とし、(国)を(丙)とし、(国)を(丁)とし、同号(甲)中「命令」の下に「及び立入検査」を加え、(甲)を(国)とし、(甲)を(国)とし、(乙)の次に次のように加える。

(甲) 第二十四条の二第一項の規定による病院、診療所又は助産所の業務に係る措置の命令

(甲) 第二十四条の二第二項の規定による病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止の命令

第九条第八十九号中「(丙)、(丁)、(国)及び(国)」を「(丙)から(甲)まで、(国)及び(甲)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。